

○蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護 審議会規則

（平成二十八年六月二十七日
規則 第六号）

（趣旨）

第一条 この規則は、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護条例（平成二十八年蒲郡市幸田町衛生組合条例第七号）第二条において準用する蒲郡市個人情報保護条例（平成十年蒲郡市条例第二号）第三十一条第八項の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（準用規定）

第二条 審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、蒲郡市個人情報保護審議会規則（平成十年蒲郡市規則第七号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。